

# 新型コロナウイルス感染防止 通学再開ガイドライン

(令和2年6月3日)

(令和2年8月31日改訂)

(令和3年3月3日改訂)

(令和3年9月7日改訂)

(令和4年3月24日改訂)

群馬医療福祉大学

群馬医療福祉大学短期大学部

## 1. はじめに

群馬医療福祉大学・群馬医療福祉大学短期大学部は新型コロナウイルス感染防止策を講じ、学生の安全・健康を最優先とし、且つ学生の学修の機会を確保することに努める。

このことから、通学を再開する際、以下のガイドラインに沿って対応する。

- (1) 県内の感染状況に応じ、入構制限及び通学、授業実施方法等の目安を示す。（「群馬県社会経済活動再開に向けたガイドライン」警戒度も参考とする。）
- (2) 本学の入構制限及び通学については「群馬医療福祉大学・群馬医療福祉大学短期大学部 新型コロナウイルス感染症の感染段階による授業等対応・行動指針」に沿って、対応する。（授業等対応・行動指針については感染状況により見直しを図る。）
- (3) 本学の構成員（教職員・学生）全てに該当するものとする。

## 2. 通学前

---

- (1) 体温計測（検温）を実施する。

大学へ入構する当日は体温計測（以下、「検温」）をし、発熱や風邪の症状、体調不良のある場合（以下参照）は入構を控える。その場合は各キャンパス事務局へ連絡する。

その際、医療機関へ電話等で相談（症状）し、医療機関（医師）の指示に従う。症状回復後2日間（目安。医師の指示に基づく）は自宅待機をする。ただし、新型コロナウイルスを疑う症状等の場合（PCR 検査を受けるため指定の医療機関への紹介を受けることや待機要請等がある場合）は医師や保健所から指示された期間の待機とする。※ただし、医師の診察やPCR 検査を受けた場合は医師の指示に従う。

以下の症状のいずれかに該当する場合には、すぐに最寄りの医療機関または「受診・相談センター」に相談し、速やかに医療機関へ受診する。受診後は各キャンパス事務局にも必ず連絡する。

- ・「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合」
- ・「高齢者や基礎疾患等がある方で発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合」
- ・「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談する。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）」

※上記3つの項目に該当しない場合でも相談が可能。

※検温の際の体温目安=37.0℃以上または平熱より1.0℃以上高い場合は無理せず休養する。

- (2) 体調記録について

学生は毎日の体調を必ず記録する。（日時、検温結果、体調等）

※キャンパスへ通学する日の行動（駅や立ち寄った場所等）を必ず把握しておくこと。

※公共交通機関を利用する場合は感染予防に努め、いかなる通学手段も事故等に十分注意

すること。

### 3. キャンパスへの入構時

---

#### (1) 体温測定器や赤外線サーモグラフィーを通過・健康チェック（検温所）

各キャンパスに体温測定器やサーモグラフィーを設置する。入構する際は必ずこれらを通過し、測定結果や健康チェックにおいて、体調不良と確認された場合は、入構を控える。

体温測定器やサーモグラフィーの設置については各キャンパスの環境に応じ、適切な場所へ設置する。

#### (2) 手指消毒について

出入口に手指消毒液を設置し、手指消毒を行う。

#### (3) 手洗い・咳エチケットについて

入構後はこまめに手を洗い、咳エチケット（マスクの着用）を励行し、感染防止に努める。手洗い後等は各自のハンカチを使用する。

### 4. キャンパス入構後

---

#### (1) 手指消毒について

各フロアや教室に手指消毒液を設置し、手指消毒を行う。

※設置場所は各キャンパスの環境に応じる。

#### (2) 行動記録について

学生はキャンパス内の行動を毎日必ず記録する。（日時、使用教室・場所等）

#### (3) 授業実施教室について

①指定された教室及び座席へ着席する。（一定のスペースを確保する。）

②授業中は定期的に換気を行う。（窓やドア）※感染状況に応じ十分な換気を行う。

③授業中の座席移動は極力避ける。ただし、担当教員から指示が出た場合は、その指示に従う。

④授業と授業の間は周囲と一定の距離（最低1～2m）を保ち、マスクを着用し大声での会話を避ける。

⑤演習や実技を伴う授業については担当教員の指示に従う。

⑥授業中に体調不良となった場合は、担当教員に伝え、速やかに保健室へ行く。

⑦授業終了後は学内で用事がない場合は速やかに帰宅する。

※その他、各キャンパスの状況に応じ対応する。

#### (4) 特別教室の使用について

- ①図書館やPC、LL室等の特別教室について、感染状況に応じ、利用人数の制限を行い、学生同士が密になることを避ける。そのため、座席指定等指示を出すことがある。
- ②体育館、アリーナの使用について、感染状況に応じ、授業以外の使用を禁止する場合がある。サークル等の課外活動については、顧問や責任者と協議し、感染防止の取組が十分と認められ、顧問や責任者が許可した場合は認める。※感染状況により使用の停止をする場合がある。
- ③換気が不十分や密になる恐れがある教室については使用を制限する場合がある。  
※各キャンパスの環境によって異なるため、実情に沿った対応をする。

#### (5) 学生ホールについて

- ①食堂の営業については座席数を減らして営業する予定であるが、感染状況により変更することがある。その場合は別途連絡する。(ただし、キャンパスの状況が異なるため、各キャンパスのガイドラインを参照)
- ②学生間の一定距離(最低1~2m)を保てるよう座席配置をする。
- ③座席の移動は避ける。
- ④飛沫感染防止のため、マスク着用を励行し大声で会話をすることを避ける。

#### (6) 教室使用後の環境整備について

各教室を使用した際は消毒液(アルコール等)を用いて清拭する。

※その他、各キャンパスの環境及び状況に応じ対応する。

### 5. 学生生活について

---

#### (1) 課外活動について

顧問や責任者と協議し、感染防止の取組が十分と認められ、顧問や責任者が許可した際は活動を認める場合があるが、感染状況に応じ、活動を停止することもある。

※県内及び近県の感染状況を注視し、その状況に応じた対応をする。

#### (2) ボランティア活動について

群馬県内及び近県の感染状況を注視し、その状況に応じた対応をするため、その都度連絡をする。

\*ただし、特に人と接触をする必要がなく(例:オンライン上の活動、モノやメッセージを送る等)、学業に大きな支障が生じないと思われる活動については、担任を通して大学に相談をする。安全性等に問題がなければ、できるだけ認める方向で検討する。

### (3) 各種相談について

各種相談について、内容ごとに担任、各センター・部署は学生の相談に応じる。

※その他、各キャンパスの状況に応じ対応する。

## 6. 帰宅時・帰宅後

---

- (1) 授業終了後、キャンパス内で用事がない場合は速やかに帰宅する。
- (2) 公共交通機関を利用する場合は感染予防に努め、全学生事故等に十分注意すること。
- (3) 一日の行動（駅や立ち寄った場所等）を必ず記録し把握すること。
- (4) 帰宅後に検温をし、発熱や風邪の症状、体調不良のある場合は、所属キャンパスの事務局へ連絡すること。また、家族に同様の症状がある場合も連絡すること。
- (5) 帰宅後に以下の症状のいずれかに該当する場合には、すぐに最寄りの医療機関または「受診・相談センター」に相談し、速やかに医療機関へ受診する。受診後は各キャンパス事務局にも必ず連絡する。

- ・「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合」
- ・「高齢者や基礎疾患等がある方で発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合」
- ・「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談する。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）」

※上記3つの項目に該当しない場合でも相談が可能。

※検温の際の体温目安=37.0℃以上または平熱より1.0℃以上高い場合は無理せず休養する。

## 7. 感染者及び濃厚接触者が発生した場合

---

### (1) 連絡体制

学内構成員（学生、教職員）から新型コロナウイルスに感染した、または濃厚接触者が発生した場合は別紙「学内構成員から罹患者または濃厚接触者が発生した場合における連絡体制」の通りとする。

### (2) 感染者について

感染が判明した場合は治癒するまで出席停止とする。

「治癒するまで」とは＝医師や保健所から療養解除されたことによるもの。

※ホテル療養の場合はホテル担当医師より療養終了の許可が出た場合とする。

### (3) 濃厚接触者について

感染者の濃厚接触者として特定された場合は、感染者と濃厚接触をした日から起算して所定の期間、出席停止とする。（所定の期間＝保健所から指示された期間）

(4) キャンパス内の濃厚接触者の特定について

キャンパス内で感染が疑われる症状が発生した場合は保健所の指導のもと、感染拡大防止のため感染者及び濃厚接触者の「健康観察記録表」、「行動記録表」をもとに体調の変化及び濃厚接触者の特定をする。

(5) キャンパス内消毒について

キャンパス内で感染または濃厚接触者が入構していた、または入構したとみられる場合は、保健所の指導のもとキャンパス内の消毒作業を行う。

(6) キャンパス入構制限について

(5) に伴い、発生したキャンパスは一時入構を禁止または制限する場合がある。この場合の入構再開・制限解除については保健所等関係機関と連携を図り、再開・解除時期の目安を後日明らかにする。(発生時の感染状況を適切に判断し別途連絡する。)

キャンパスを超えての感染がない場合は発生したキャンパスのみとする。

※感染症による「出席停止」は「欠席扱い」になりません。

## 8. その他

---

群馬医療福祉大学・群馬医療福祉大学短期大学部新型コロナウイルス感染防止通学再開ガイドラインに沿って、各キャンパス（前橋・藤岡・本町）は状況に応じ、適宜、案内、注意事項等を追加し、学生の安全・健康並びに学修の機会を確保することに努める。

通学再開ガイドラインは、感染状況により適時改訂する。

(1) 差別や偏見等の厳禁について

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染した方々やその家族などに対する不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷を絶対にしないこと。

感染拡大を防止するためには正確な行動歴や情報が必要であり、偏見や差別等があることにより、感染拡大防止に支障が出る恐れもあるため絶対にしないこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症情報について

新型コロナウイルス感染症の最新情報、正しい情報等は各省庁・自治体から発出されているものを確認し、正しい知識を得て、感染防止に努めて安心した生活を送ること。